

ミニマムアクセス米の輸入を停止し再生産できる米価を求める意見書

トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物の高騰・不足による酪農の経営危機など深刻な事態が生まれています。食料自給率がカロリーで 39%、穀物で 27%というもとの、国民のなかに大きな不安が広がっています。

米や穀物の価格高騰は全世界に深刻な影響を及ぼしています。国連のパン・ギムン事務総長は「1日3食とれた家庭でも2食か1食に減らさざるをえなくなった」と、新たな飢餓の広がりに重大な懸念を示し、解決のための支援を呼びかけています。7月に北海道・洞爺湖で開催された主要国首脳会議でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマとなった。

食糧価格の高騰の原因は、気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増にともなう需用の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、投機による異常な高騰などにあります。このように原因が複合的で構造的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、影響はさらに深まることが懸念されています。

ところが現在、国民が食べることを望まないミニマムアクセス米が毎年77万トンも輸入されています。政府は今年度、飼料用に70万トン振り向ける計画とありますが、米不足に苦しむフィリピンが緊急に必要なとする米の量に匹敵するもので、人道上也許されるものではありません。また、日本が不必要な米の輸入を継続することは、国際的な米不足に加担することにならざるをえません。

一方で、国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整拡大・強化されているのです。矛盾は明らかです。

いま、むしろ求められているのは生産を守り、農家が生産から撤退しないようにすることです。

以上のことから、下記のとおり要望します。

記

- 1 ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけること
 - 2 生産費を償う米価を保障するための政策をとること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、三次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化の進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

平成17年9月に合併した一関市は、総面積が1,133.1平方キロメートルの広大な市域を有しているが、このうち山林が56パーセント、田畑の耕作地が18.7パーセントであり、いずれも将来も維持整備していかなければならない土地である。

その一方で、高齢化率が29パーセント弱ではあるものの、年々人口が減少していることに伴い過疎化が進行し、集落間格差も大きく、集落を維持することすら容易な状況にはない。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど多面的・公共的機能を担っている国民共有の財産でもある。

そのため、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能も今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに

暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 9 月26日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

農林水産大臣 殿

国土交通大臣 殿

原油高騰への緊急対策についての意見書

ガソリンは一時 1 リットル 180 円、灯油は 1 缶 2,400 円を超える等、異常な値上がりが続き、厳しさを増す市民の家計を直撃しています。また、石油製品の高騰は、燃料や資材の値上げとなって、中小の事業者や農林漁業にも大きな打撃を与えています。このままでは、消費者も生産者も事業者も暮らしや経営が成り立ちません。こうした異常事態に対し、国としての効果的な支援対策を要望します。

特に、現在の石油製品の異常高騰は、国際的な原油の暴騰が要因であり、その背景には、「投機マネー」の巨額な流入があります。実際の取引量では 1 パーセントでしかないニューヨーク原油先物市場が「異常高騰」を作り出しており、昨年前半には 1 バレル、「50 から 60 ドル」だった原油をこの 1 年で一気に「140 ドル」まで押し上げ、今後とも原油価格の乱高下が世界経済を襲うとの予想も出されています。石油の価格安定と安定供給は、世界の全ての国々の経済や、人々の生活の安定に不可欠です。今こそ、日本政府が各国と協力して、「投機マネー」への規

制に緊急に取り組むことを要望します。

以上のことから、下記のとおり要望します。

記

- 1 原油高騰の要因となっている「投機マネーの流入」について、日本が率先して各国と連携し、規制を行うこと
- 2 石油備蓄の取り崩し、石油諸税の引き下げなど、石油製品高騰への緊急の対策を行うこと
- 3 「福祉灯油」の実施・拡充に対する支援を行うこと
- 4 石油への依存度が高い農林漁業、運輸業、中小零細企業などへの緊急の支援を行うこと
 - ・ 飼料・肥料・生産資材等の価格高騰に対する支援を行うこと
 - ・ 燃料及び輸送コストの低減に係る措置を講ずること
 - ・ 経営安定を図るため、新たな補てんの措置の導入や資金融通措置等の充実強化を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 26 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿
財 務 大 臣 殿
厚生労働大臣 殿
外 務 大 臣 殿

義務教育費国庫負担制度堅持及び負担率 2 分の 1 復元を求める意見書

義務教育は、日本国憲法に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培い、社会人になるために欠かせない基盤です。教育の全国水準や教育の機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国と地方が義務教育に係る共同責任を果すために、また、義務教育費

によって地方財政が圧迫されないために義務教育費国庫負担制度が生まれたことも歴史的に明白です。現在、30人以下学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県費で行われています。このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するとう観点から言えば、このような施策は本来、国の財政負担と責任において行われるべきです。

義務教育費国庫負担制度は国の財政難を理由に、1984年以降少しずつ切り崩されてきました。この間、全国の多くの県議会及び市町村議会から義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されてきました。本県においても岩手県議会をはじめ、9割を超える市町村議会から同趣旨の意見書が提出されています。

しかし、こうした設置者や教育関係者の声があるにもかかわらず、2005年、国は義務教育費国庫負担金について国の負担割合を2分の1から3分の1とする大幅削減を決定しました。この負担割合の削減は地方に大きな負担を強いるものとなります。さらには国庫負担制度を廃止してもかまわないという指摘もあります。そうなれば、多くの県では財源が確保できないために、現行の教育条件すら維持ができず、義務教育の原則である教育の機会均等が保たれないということが最も危惧されます。

義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、学校事務職員・栄養職員の適用除外も検討されています。両職種は子どもたちの教育にとって、どの学校にも不可欠な職員であり、適用除外すべきではありません。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成20年9月26日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿
財 務 大 臣 殿

教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきています。また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

- 1 教職員が子どもと向き合う時間を確保し、きめの細かい教育を実現するために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施することとあわせて30人以下学級の実現を図ること
- 2 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること
- 3 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること、あわせて、40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた給与措置とそのための財源確保に努めること

平成20年9月26日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿

財 務 大 臣 殿

労働者派遣法の改正を求める意見書

1986年に労働者派遣法が施行され、たび重なる規制緩和が繰り返されてきた結果、派遣労働者は321万人へと急増しています。なかでも、その圧倒的多数を占める登録型の派遣労働者は、不安定な雇用形態のもとで最低限の生活さえ保障されない「ネットカフェ難民」と呼ばれるような貧困問題に発展しています。今日の貧困の根底にある、こうした非正規雇用の拡大を根本的に見直すことは、日本社会が直面する重要課題です。

派遣労働者の権利を守り、労働実態を改善するために、以下の内容を踏まえた法改正を行うこと。

- 1 法律の目的に、労働者派遣は臨時的・一時的業務について行われるものであり、常用代替として行われてはならないものである旨を規定すること
- 2 労働者派遣は、常用型派遣を基本とし、登録型派遣を例外として規則すること。日雇い派遣は禁止すること
- 3 常用代替を目的とした労働者派遣を禁止すること
- 4 派遣受け入れ期間の上限を1年にすること
- 5 派遣期間を超えた場合や違法行為があった場合、派遣先が直接雇用したものとみなすこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

被災者生活再建支援法の一段の改正を求める意見書

当市は、去る6月14日早朝、活断層の要注意箇所に全く数えられていない、全く警戒外の扱いをされてきた山間地を震源とする岩手・宮城内陸地震により被災し、甚大な被害をこうむりました。

幸い国、県当局をはじめとする各般にわたる支援、全国からの物心両面の励ましにより、厳しい中でも被災者は困難を乗り越える元気をいただいているところです。

しかし、被災者生活再建支援法の適用を得るべく、内閣府発行の調査・判定ガイドラインによる調査、判定を受け、「半壊」、「一部損壊」と連絡を受けた被災者の少なくない方々が、余りに実態と乖離し、住宅と生活再建の取り組み上困難を極めております。

つきましては、以下の項目について、法改正を強く要望いたします。

- 1 現行の「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の4段階区分を細分化し、「全壊」「みなし全壊」中心の支援内容から、損害程度に応じた支援に充実されたい
 - 2 全述1の支援額の引き上げを実現されたい
 - 3 法適用か否かの決定が、全壊戸数の多寡による現行規定を改め、災害救助法等が発動された地域では、一戸でも対象にするよう改正されたい
 - 4 地盤被害をカウントしない現行法のため、損壊判定が低くとも、住み続けられないケースが発生しています。地震災害という性質上、これをカウントするよう改正をされたい。
 - 5 公正な被害認定実現のため、市町村の枠を超えた専門の認定員制度創設、不服申し立て制度整備等実務面の抜本的改善を図られたい
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
防災担当大臣 殿